

「未来志向型の取引慣行に向けて」に係る自主行動計画のフォローアップ調査 集計結果

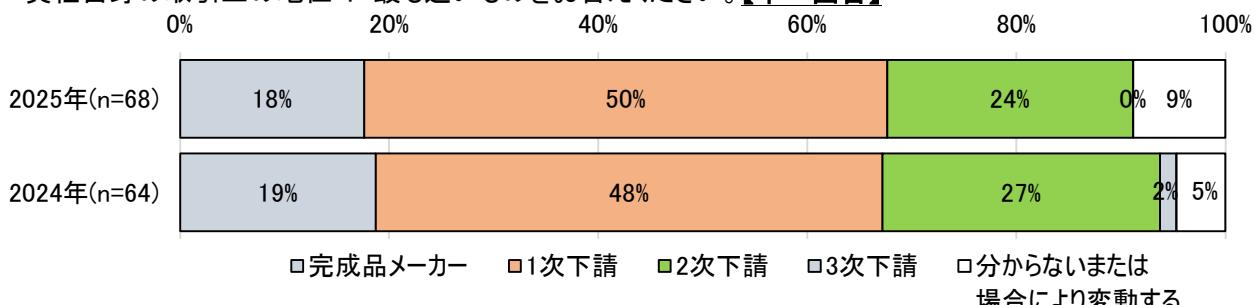
調査実施期間 2025/10/17～2025/11/28

調査対象 466 社 (JISA 正会員企業)

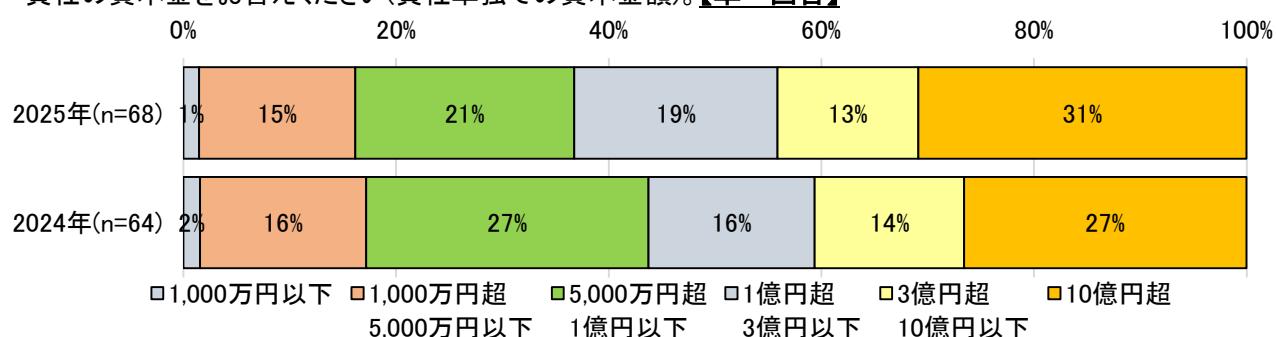
回答 68 社 (回収率 15%) ※昨年 64 社(回収率 14%)

I. 基礎情報

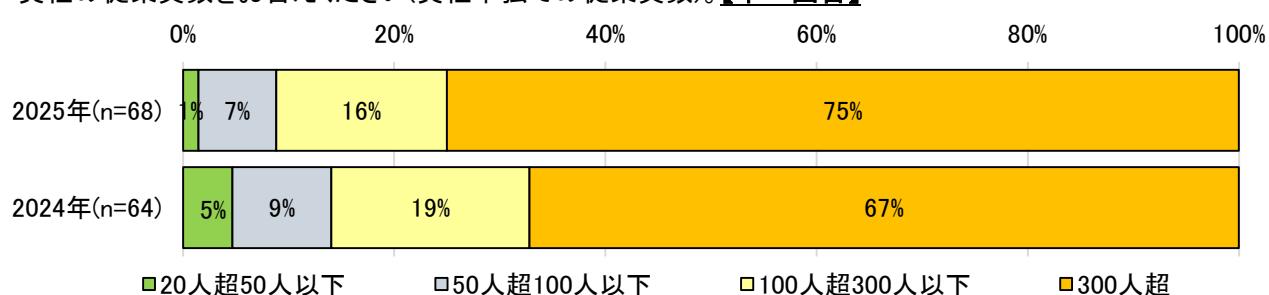
① 貴社自身の取引上の地位*に最も近いものをお答えください。【单一回答】



② 貴社の資本金をお答えください(貴社単独での資本金額)。【单一回答】



③ 貴社の従業員数をお答えください(貴社単独での従業員数)。【单一回答】

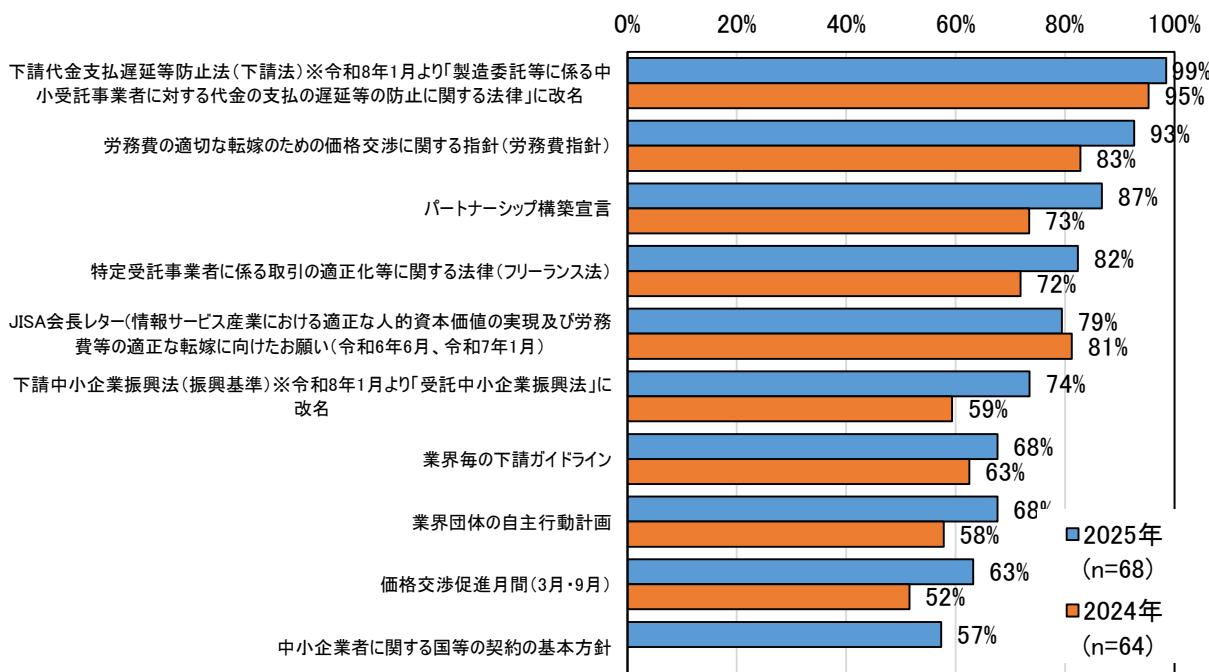


④ 貴社の業種をお答えください。【单一回答】

※複数ある場合は、売上げが最も多い業種を 1 つ選んでください。



⑤ 貴社は、下請取引適正化に関する以下の法令や取り組み等について御存知ですか。【複数回答可】



＜事業者調査票＞

貴社が発注者の立場にある取引の状況についてお答えください。

I. 仕入先(発注先)情報

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

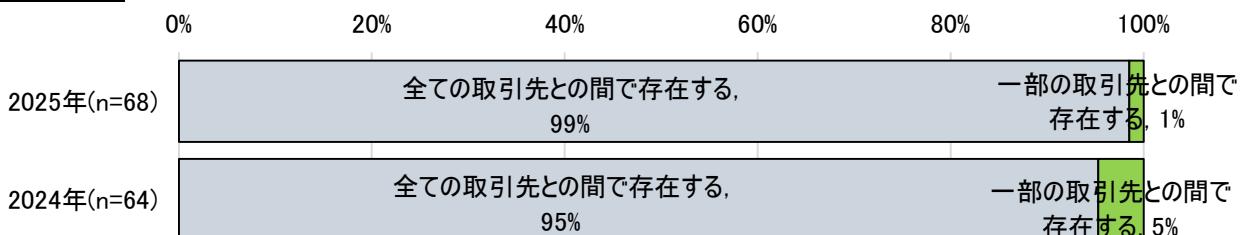
設問1. 貴社が常時取引している仕入先(発注先)の数をお答えください。【数値回答】

貴社とBtoB取引のある中小企業で常時取引をしている仕入先(発注先)数

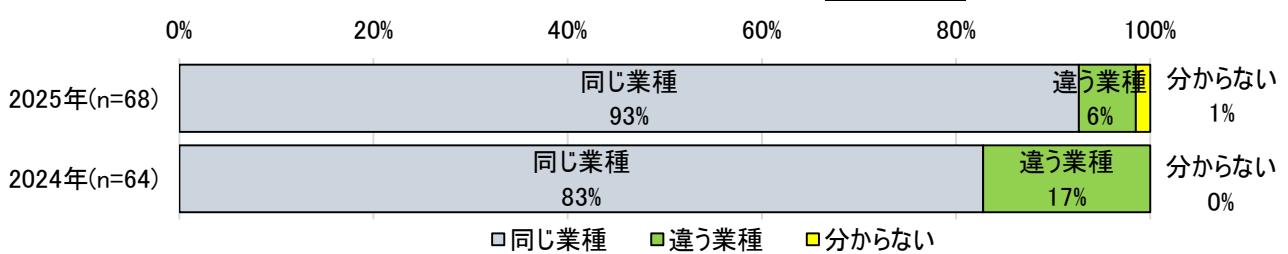
	2025年(n=68)	2024年(n=64)
最小(社数)	3	2
最大(社数)	650	718
平均(社数)	166.03	129.42

設問2. 仕入先(発注先)との取引に係る内容(納期、支払条件、仕様等)に契約書等の書面は存在しますか。

【単一回答】



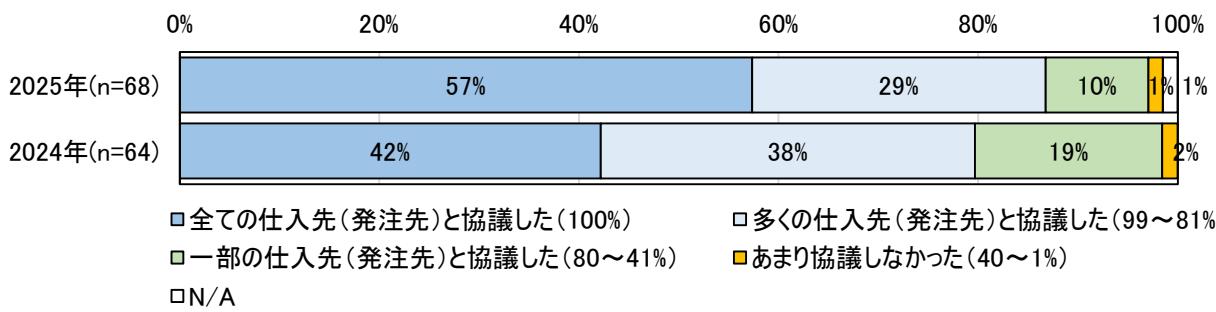
設問3. 取引金額が最も大きい仕入先(発注先)は、貴社と同じ業種ですか。【単一回答】



II. 價格決定方法

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

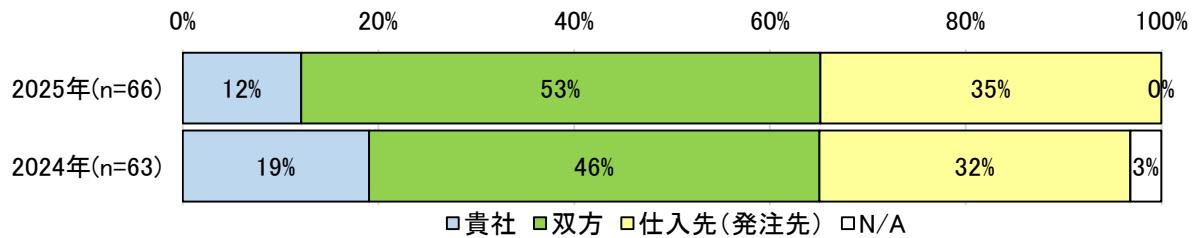
設問4. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先(発注先)との協議の実施状況についてお答えください。【单一回答】



設問5. 設問4で「1: 全ての仕入先と協議した(100%)」「2: 多くの仕入先と協議した(99~81%)」「3: 一部の仕入先と協議した(80~41%)」と回答した方にお伺いします。

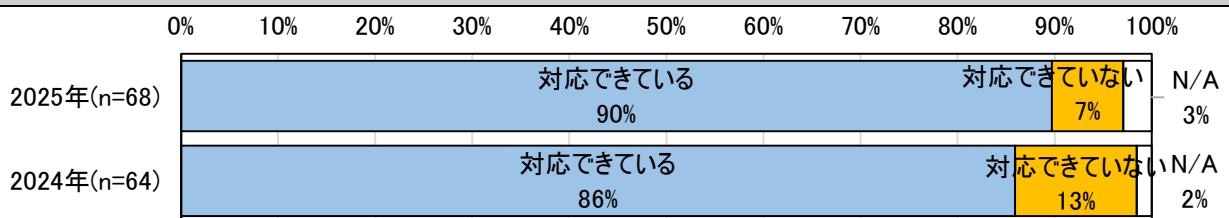
単価の決定・改定の協議について、貴社と仕入先(発注先)のどちらから申入れを行う場合が多かったです。

【单一回答】

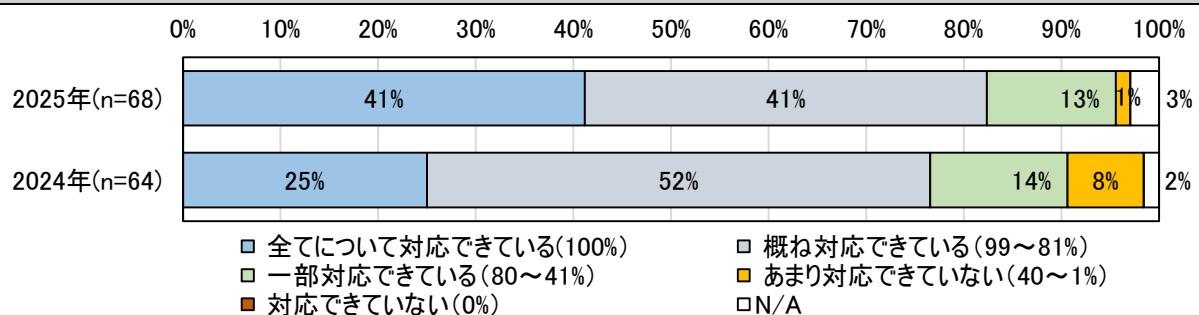


設問6. 直近1年間の各仕入先(発注先)との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。【各項目単一回答】

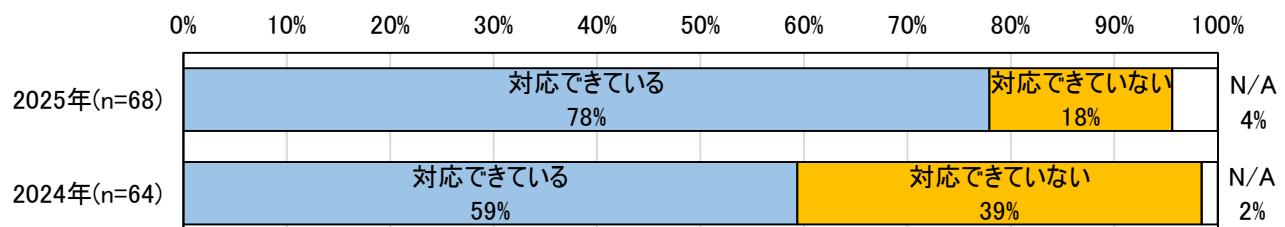
① 労務費の価格交渉について経営トップが関与している

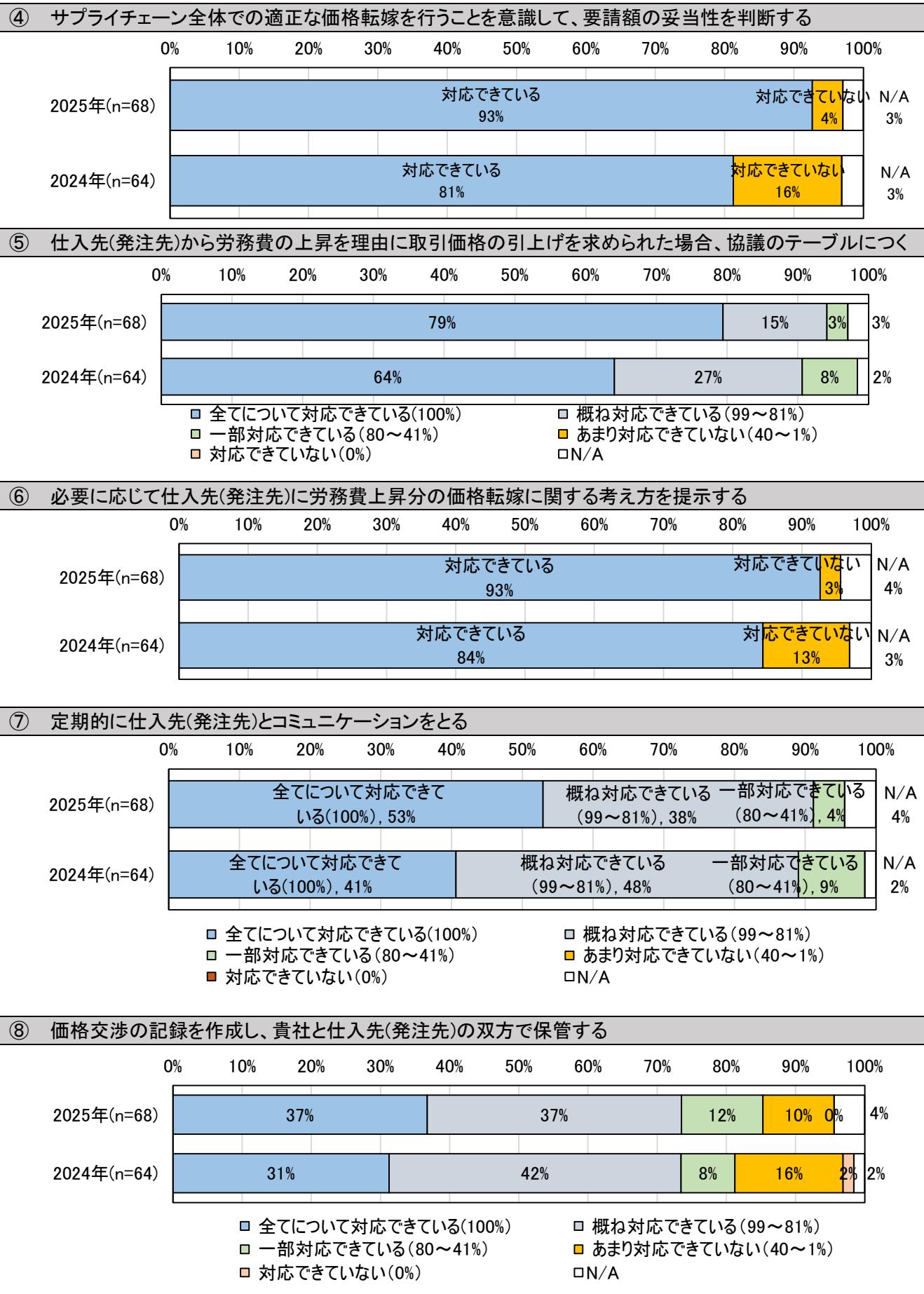


② 仕入先(発注先)と定期的に労務費の価格転嫁について協議の場を設けている



③ 仕入先(発注先)に労務費の価格転嫁に関する資料や説明を求める場合は、公表資料を用いるよう依頼する



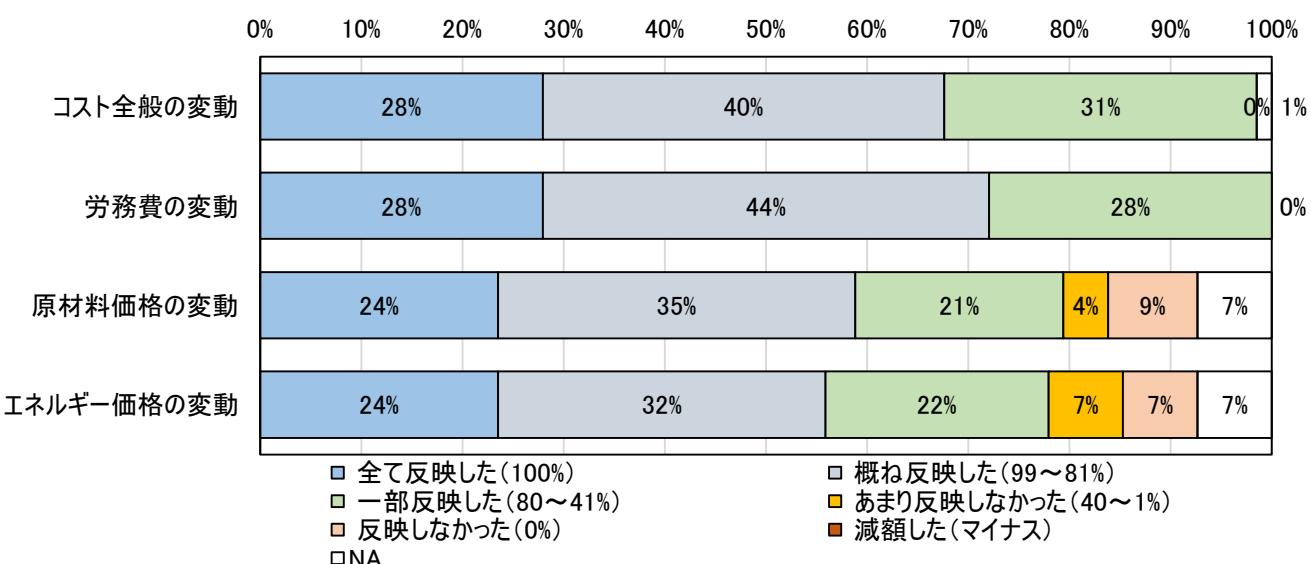


⑨ その他(自由記載)

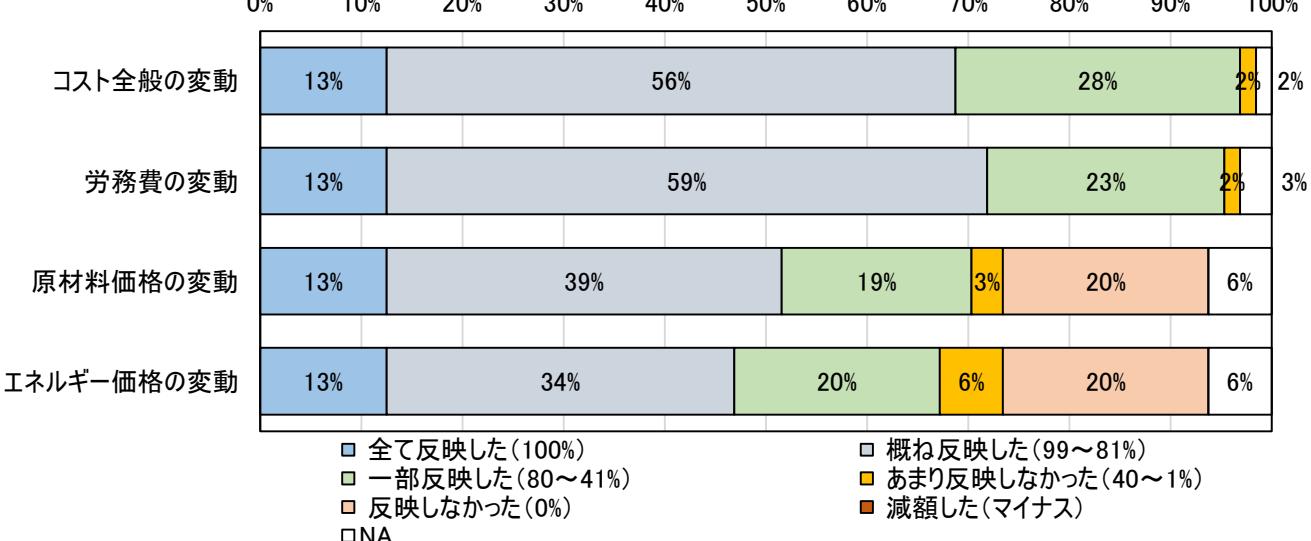
- 当社は独禁法違反(優越的地位の濫用)のガイドライン(公取委HPの独禁法 Q&A の Q20)、労務費指針を順守し、パートナー会社(業務委託先)とは積極的にコミュニケーションを取り、公表資料の提示を始め、合理的なご説明を頂いたコストアップにはすべて応じているが、追加で以下の対応を取っている。
 - ・全パートナー会社へ、価格改定協議に関するレター(価格改定協議に関するご連絡及びご意向の確認)を送付し、当社はパートナー会社のコストアップについては、いつでも協議に応じる旨の周知を改めて図った。
 - ・また、上記レターに同送したアンケートで、「現時点で労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストアップ分が反映されているため、現状の取引価格から特に変更は希望しない」パートナー様以外について、価格交渉が必要な会社があれば、申し出て頂くようご依頼し、改めての価格交渉を希望された会社とは可及的速やかに対話を行い、上記のとおり公表資料の提示を始め合理的なご説明があれば価格改定(アップ)にすべて応ずる方針としている。
- なお、もし、パートナーの希望額を満額受け入れない場合には、書面またはメールにてその理由を回答している。

設問7. 直近 1 年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引について、2025 年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先(発注先)の各コスト増加分をどの程度反映できましたか。貴社の御認識をお答えください。【各項目単一回答】

2025 年(n=68)



2024 年(n=64)

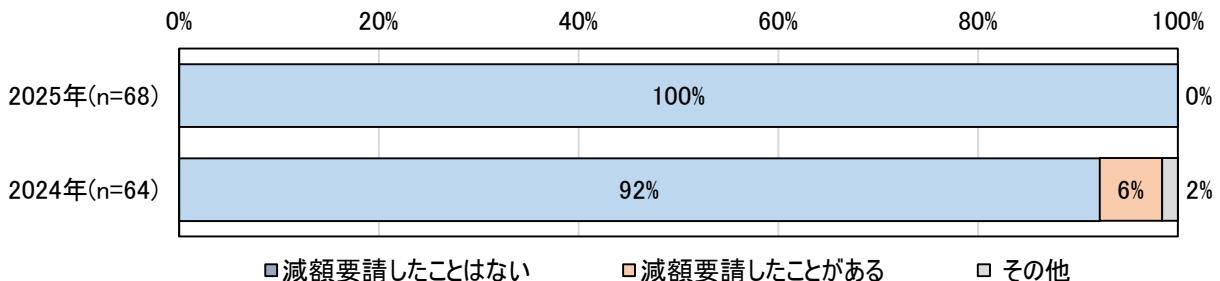


III. 減額要請(歩引きやりべート等)

貴社と BtoB 取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

設問8. 直近 1 年間で、取引を行う仕入先(発注先)との取引について、歩引きやりべート等により、発注時に定めた代金から差し引いた若しくは支払代金の割り戻しを要請した(以下、「減額要請した」という)ことはありますか。

【单一回答】



設問9. 設問 8 で「1: 減額要請したことがある」と回答した方にお伺いします。

歩引きやりべート等の減額要請を行うにあたり、仕入先(発注先)のために実施した行為についてあてはまるものをお答えください。【複数回答可】 対象なし

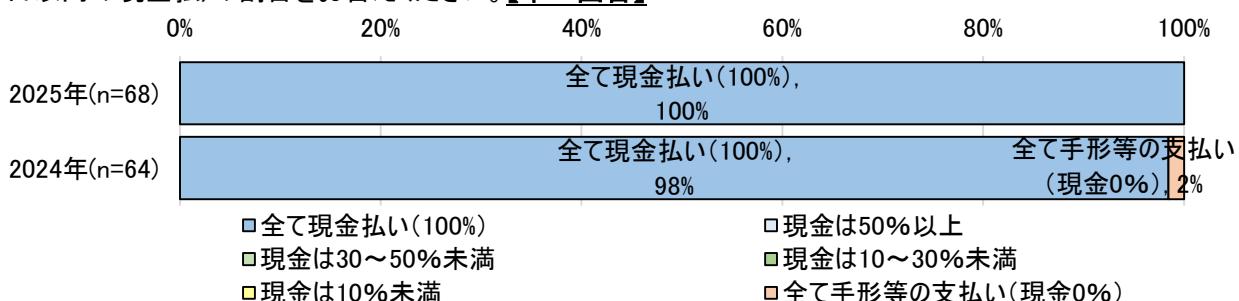
	2025 年(n=0)	2024 年(n=4)		
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担した	0	0%	0	0%
書面等により合理的な説明を行った	0	0%	1	25%
仕入先(発注先)と十分協議を行った	0	0%	4	100%
何も実施していない	0	0%	0	0%
その他	0	0%	0	0%

IV. 支払い条件

貴社と BtoB 取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

■支払い手段に関する質問

設問10. 直近 1 年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引について、現金払い(製品等の受領日から 60 日以内の現金払)の割合をお答えください。【单一回答】



設問11. 設問 10 で「1: 全て現金払い」以外を回答した方にお伺いします。

現金以外の支払いいで最も多い支払い手段をお答えください。【单一回答】

対象なし

	2025 年(n=0)	2024 年(n=1)		
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
約束手形	0	0%	0	0%
電子債権	0	0%	0	0%
一括決済方式(ファクタリング)	0	0%	1	100%
その他	0	0%	0	0%

設問12. 設問11で「1: 約束手形」「2: 電子債権」または「3: 一括決済方式(ファクタリング)」と回答した方にお伺いします。

取引代金を手形等(約束手形・電子債権・一括決済方式(ファクタリング)のいずれか)で支払う場合*、手形等のサイトはどれくらいですか。【单一回答】 **対象なし**

*発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定してお答えください。

	2025年(n=0)		2024年(n=1)	
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
30日(1ヶ月)以内	0		0	0%
60日(2ヶ月)以内	0		1	100%
90日(3ヶ月)以内	0		0	0%
120日(4ヶ月)以内	0		0	0%
120日(4ヶ月)超	0		0	0%

■約束手形に関する質問

設問13. 設問10で「1: 全て現金払い」以外を回答した方にお伺いします。

貴社は2026年1月1日以降に、支払手段として約束手形の利用が認められない事を御存知ですか。

【单一回答】 **対象なし**

*2026年1月1日付で施行される下請法の改正法において、対象取引において手形払を禁止し、また、その他の支払手段(電子債権やファクタリング等)についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止されます。

	2025年(n=0)		2024年(n=1)	
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
知っていた	0		0	0%
知らなかった	0		0	0%
N/A	0		1	100%

設問14. 2026年1月1日以降に発注する取引の代金の支払いについて、最も多いと考えられる支払方法をお答えください。【单一回答】 **対象なし**

	回答数
現金(製品等の受領日から60日以内による現金払)	0
電子債権	0
一括決済方式(ファクタリング)	0
その他	0
分からぬ	0

設問15. 設問14で「1: 現金(期日現金(製品等の受領日から60日以内の現金払))以外を回答した方にお伺いします。

取引代金を手形等(約束手形・電子債権・一括決済方式(ファクタリング)のいずれか)で支払う場合*、手形等のサイトはどれくらいと考えられますか。【单一回答】 **対象なし**

*受注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定してお答えください。

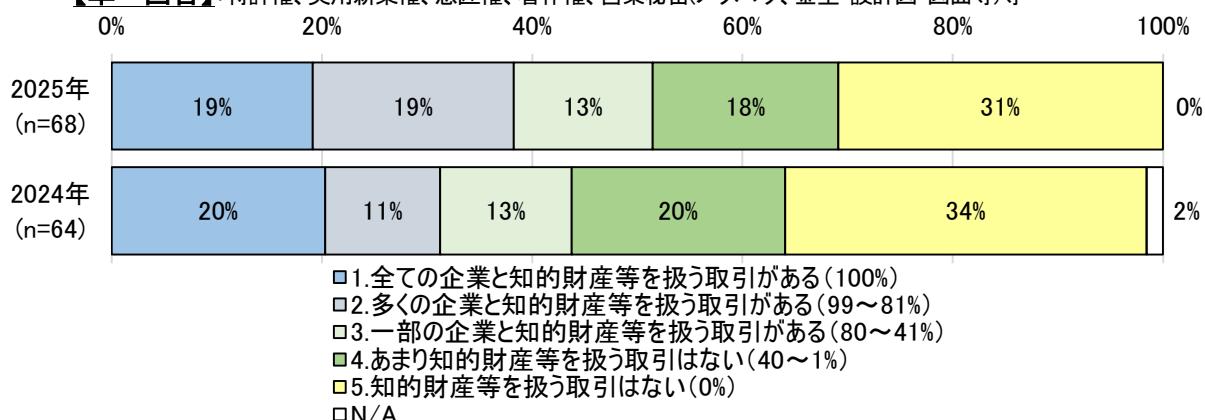
	回答数
30日(1ヶ月)以内	0
60日(2ヶ月)以内	0
その他	0

V. 知的財産等への対応

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

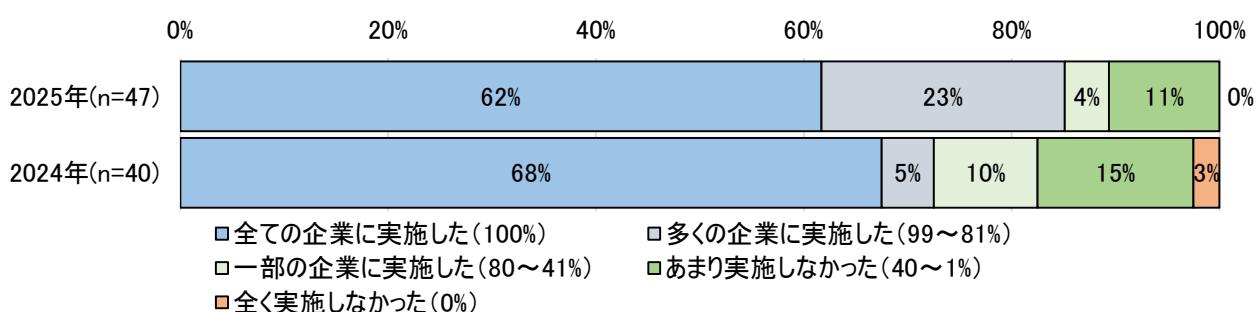
設問16. 貴社の取引先企業のうち、何割程度の企業と知的財産等*を扱う取引があるかお答えください。

【単一回答】*特許権、実用新案権、意匠権、著作権、営業秘密(ノウハウ、金型・設計図・図面等)等



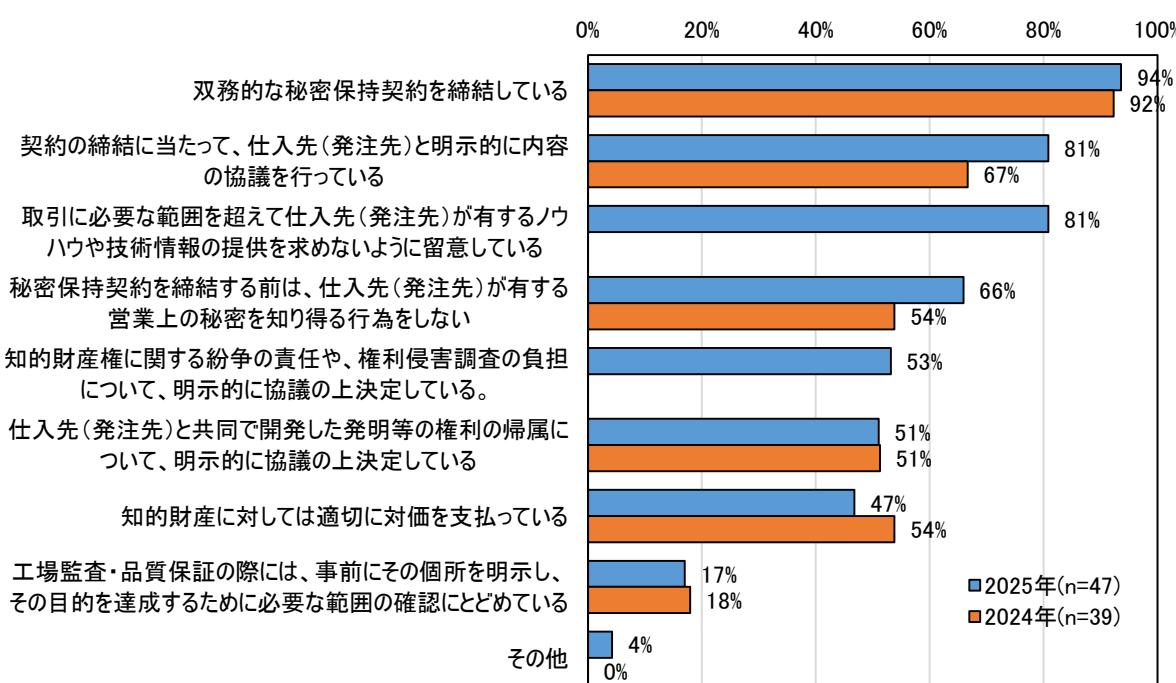
設問17. 設問16で、知的財産等を扱う取引がある(選択肢1~4)と回答した方にお伺いします。

直近1年間で、知的財産等を含む取引において適正な取引を実現するための取組(以下、単に「取組」という。)を実施した取引先企業の割合をお答えください。【単一回答】



設問18. 設問17で、適正な取引を実現するための取組を実施した(選択肢1~4)と回答した方にお伺いします。

具体的にどのような取組を行っているかお答えください。【複数回答可】



●対価を支払う認識はあるが、実際に対価を支払った事例がない。

●基本契約または個別契約において、知的財産の取扱いについて明示している

設問19. 設問17で「5: 全く実施しなかった(0%)」と回答した方にお伺いします。

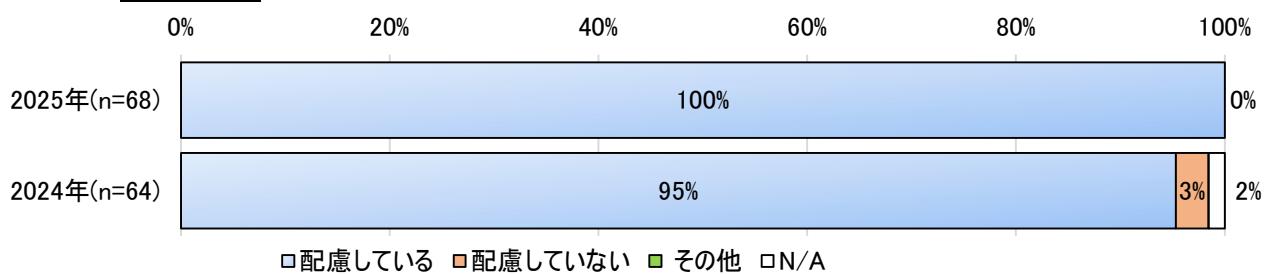
取組を実施していない理由をお答えください。【複数回答可】

	2025年(n=0)		2024年(n=1)	
	回答数	回答比率	回答数	回答比率
仕入先(発注先)には、知的財産権等が存在していないと考えているため	0	0%	1	100%
自社には、知的財産権に係る適正な取引を実現するための取組を行う慣行がないため	0	0%	0	0%
自社に定型の契約書書式があり、個別の契約変更には応じていないため	0	0%	0	0%
知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形の内容が、全社的には浸透していないため	0	0%	0	0%
知的財産に関する意識が全社的には浸透していないため	0	0%	—	—
仕入先(発注先)から明示的に配慮不要といわれているため	0	0%	0	0%
仕入先(発注先)から知的財産に関する要望が出されていないため	0	0%	—	—
その他	0	0%	0	0%

VI. 働き方改革への対応

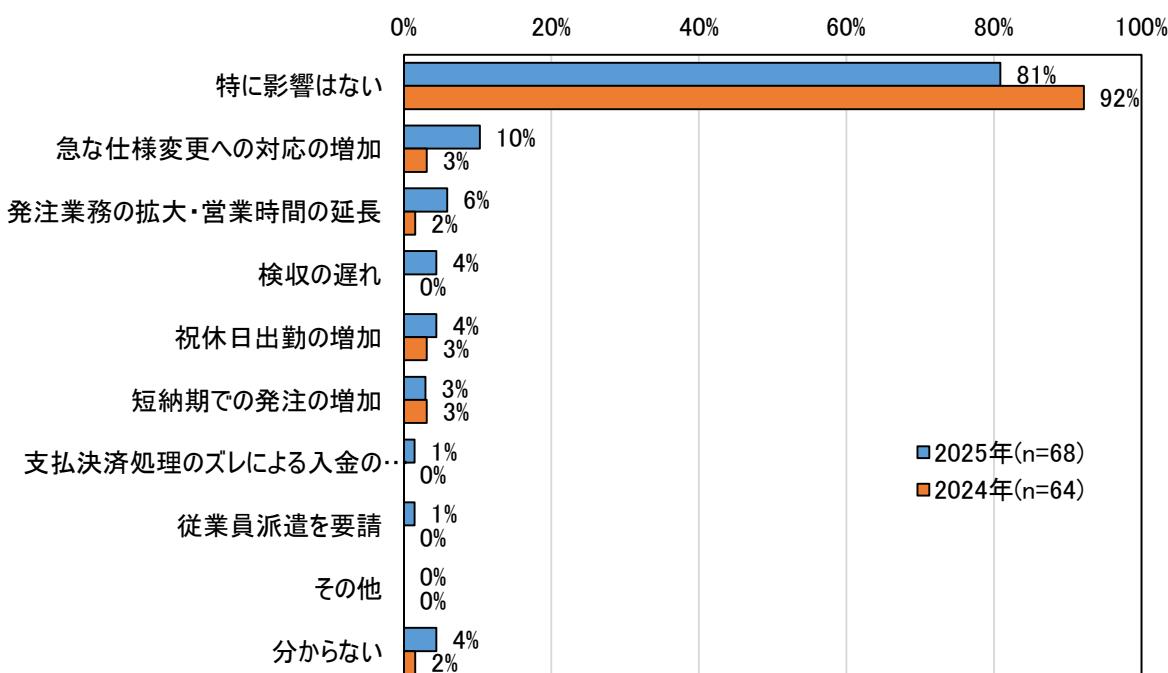
貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

設問20. 貴社が仕入先(発注先)に発注を行う際、仕入先(発注先)の働き方に配慮した発注を行っているかお答えください。【単一回答】



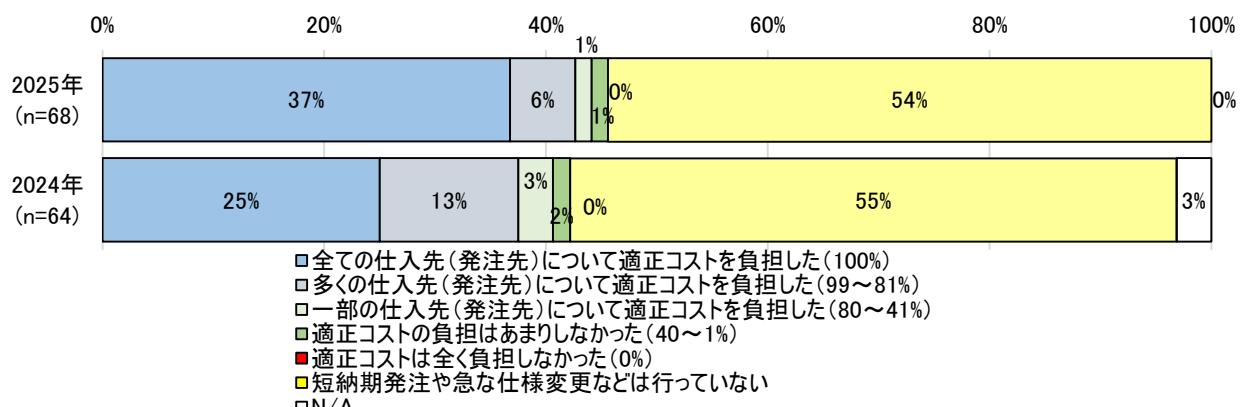
設問21. 貴社が行った働き方改革に関する対応*の結果、仕入先(発注先)に対し影響が生じる可能性がある項目についてお答えください。【複数回答可】

*時間外労働の上限規制に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応など



設問22. 直近 1 年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応*により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況をお答えください。【单一回答】

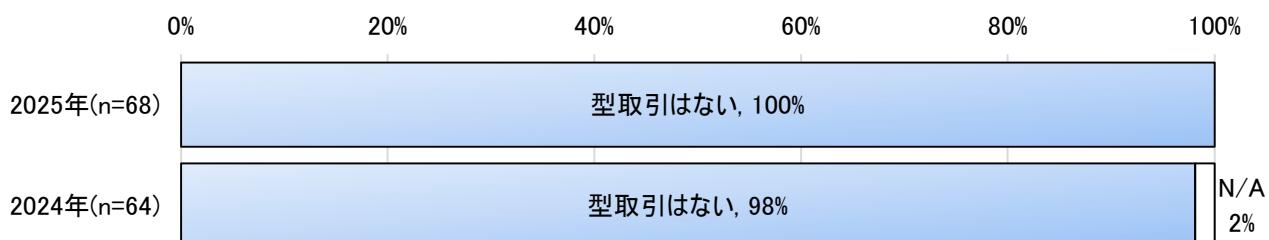
*時間外労働の上限規制に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応など



VII. 型取引の適正化

貴社と BtoB 取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

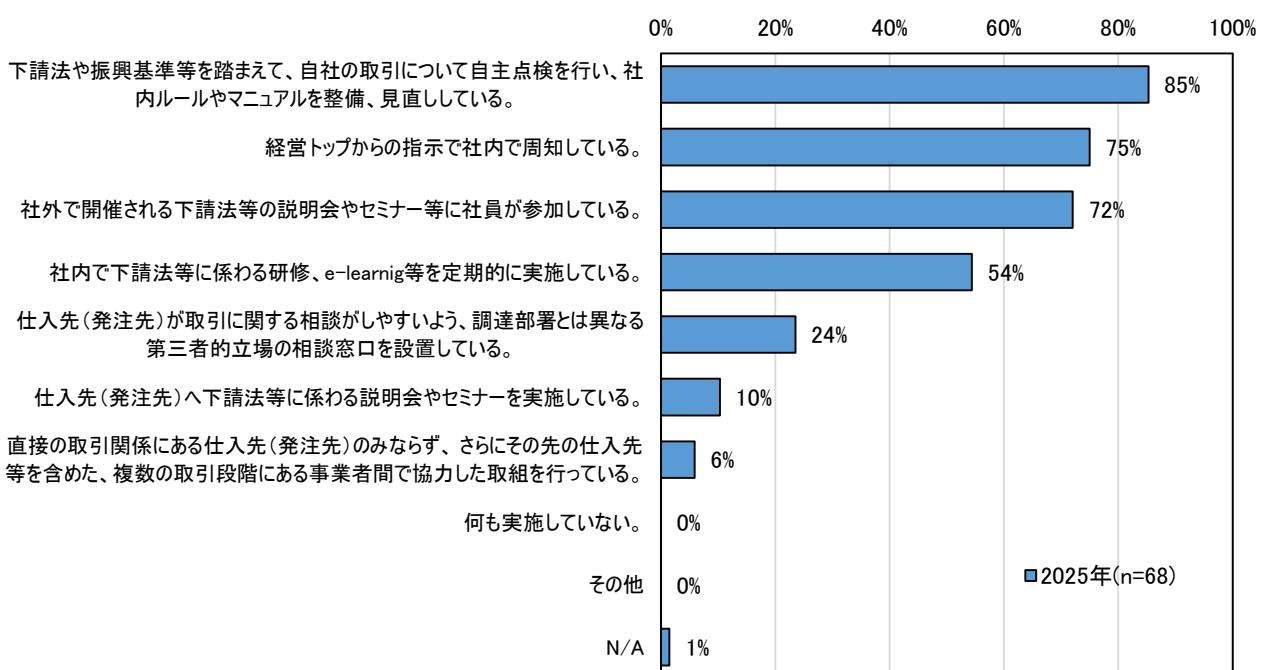
設問23. 仕入先(発注先)との取引における型取引の状況(有無)についてお答えください。【複数回答可】



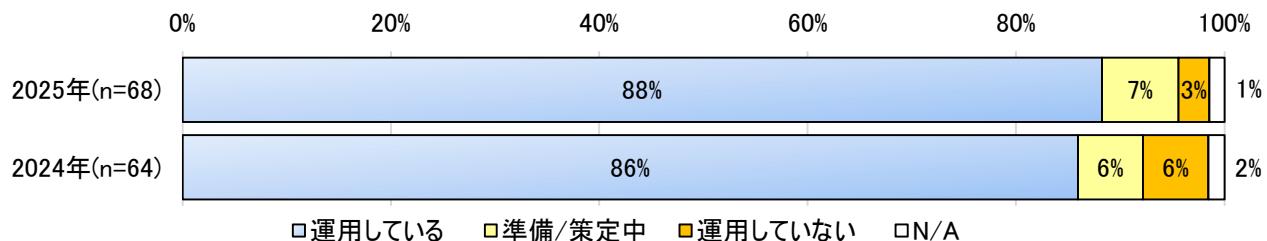
※設問 24~27 は省略

VIII. その他

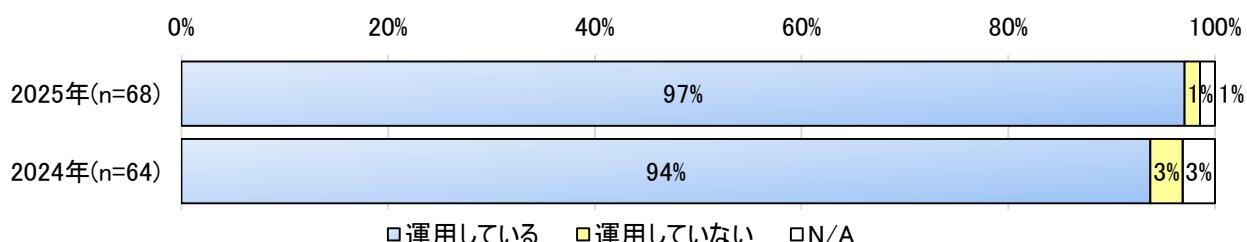
設問 28 貴社において、社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するため実施している普及啓発活動等についてあてはまるもの選択してください。【複数回答可】



設問 29 委託先管理ルール(委託先の選定・調達やプロジェクト管理に関するルール・マニュアル等)を策定し運用していますか。



設問 30 適切な対価を払わずに契約外・仕様外で委託先に業務を負わせない運用を徹底していますか。



設問 31 多重取引の削減を自主的に進める観点から、技術や専門性の補完、プロジェクト・マネジメントなどの合理的な理由がある場合は別として、不当に多数の事業者に重層的に委託させる取引は自粛するようにしていますか。

